

全国障害者問題研究会

第35回全国大会（九州・鹿児島）基調報告

常任全国委員会

はじめに

世界でも他に例を見ない一世紀にも及ぶ国の隔離と人権蹂躪の政策の責任を問う「ハンセン病国家賠償訴訟」の判決が5月11日、熊本地裁で下されました。判決は法を廃止しなかった国会の過失にも言及し原告全面勝訴を言い渡しました。長期にわたる多くの犠牲の上に「人間としての復権」を勝ちとったことは喜ばしいことであり、患者の叫びを無視し、責任を不問に付そうとしていた国も、患者と国民の声の高まりの前に、控訴を断念せざるを得ませんでした。

その小泉内閣は、5月の発足以来、高い支持率を背景に、国民の生活と権利を根本からおびやかす政治姿勢をあらわにしています。とりわけ「集団的自衛権」の名の下、自衛隊をアメリカの軍事行動に参加できるようにするための憲法9条の改変など、これまでの歴代内閣が実行できなかったことを一気に断行しようとするきわめて危険な政策を公言しています。小泉首相はまた、「聖域なき構造改革」に着手した橋本内閣時代、厚生大臣を務め「21世紀の医療保険制度」と称してすべての高齢者から保険料を徴収する案をつくった中心人物です。そうした国民いじめの姿勢は首相となつたいま、「高負担、低保障」の社会保障政策に引き継がれています。

わたしたちの暮らしと平和を守るためには、憲法を「改正」するのではなくゆたかに発展させることこそ必要です。

I 障害児・者の生活をめぐる情勢

1) 負担と不安

生活、仕事、医療など、各方面で、将来への不安が障害者や家族、関係者の間に不安や疑問が渦巻いています。

開始から1年余を経過した介護保険制度の実際について、さまざまな問題がクローズアップされています。その問題点の第一は、保険料、利用料など、負担の増加です。昨年10月から保険料の半額徴収が始まり、今年の10月には全額徴収、2003年には保険料の値上げも検討されており、国民の不安はいっそう拡大しています。高齢障害者の年金からの保険料・利用料の支払い、家族負担も当事者にとっては大きな負担です。厚生省の調査でも、支給限度額に対する利用率は4割台にとどまっており「利用控え」が明らかになっています。こうした実態に対して、全国的な利用料減免の運動が高まっており、実施自治体も2割程度に広がっています。第二は、市場原理の導入によって、もうからない地域から企業が撤退するなど、サービス供給面での不均衡が生じていることです。その結果、個人の自立を支援する選択利用制度というたい文句とは裏腹に、利用者が事業者から選択される、選択すべきサービスがないという事態も報告されています。基盤整備の遅れ、地域格差の拡大が大きな問題として残されています。

医療費をめぐる改悪も深刻です。2001年1月から始まった高齢者医療費の一割定率負担、2002年度には健康保険本人の3割負担、すべての高齢者からの保険料徴収という「抜本改悪」が計画されています。薬や診察を抜きに生きていくことが難



しい難病者の医療費一部負担の導入は、診療抑制を生み出し、まさに命を削られるといっても過言ではない状況になっています。自治体が独自に行っていた障害者医療費助成制度も、対象者を切り捨てたり一部負担が導入され、安心して病院にかかれななどの声もあがっています。

長引く不況と例外のないリストラの嵐、さらに、出口の見えない日本経済の低迷は、真っ先に障害者を直撃しています。東京都障害児学校教職員組合による卒業生の進路実態調査によると、この3年間で就労先に占める零細企業の割合が半減しました。零細企業にとって新規採用がたいへん困難となっていることや不況の深刻さが背景となっていることは間違いないでしょう。また就労先は確保できたとしても、不安定なパート、短時間労働という形態の採用が増えています。

2) 社会福祉制度の転換と障害者の権利

「社会福祉事業法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法、障害者関連法も改正されました。これらの「改正」の特徴は、福祉サービスの供給において措置制度を廃止し、利用契約にもとづく支援費支給制度へ移行したことです。これは、

社会福祉制度の根本的転換を図るものといえます。今回の制度改正は、利用料の負担、サービス提供における民間企業の参入などによって、上述の介護保険と類似した問題が生じる可能性がある懸念されています。現在、2003年4月から具体的な施策の変更に向けた基準や法令の準備が厚生労働省などですすめられていますが、在宅サービスと通所・入所施設サービスの併用ができない、重度障害の加算がなくなるといった問題点がすでに指摘されています。さらに障害の状態や生活実態を考慮した認定やサービス内容をつくり出す、所得の少ない人たちや重度の人を切り捨てない、扶養義務者の所得を合算する方式をなくすなど、新しい制度についての学習とともに、予想される問題について具体的に提案する運動を強め、これまで勝ちとってきた諸権利を後退させることなく、障害者の生活の保障の取り組みを発展させていくことが重要な課題となっています。

社会福祉法改正によって大きく変わる制度のうちひとつは、社会福祉法人の要件緩和による小規模通所授産施設の新設です。これは困難な中で運営してきた無認可小規模作業所の発展方向を具体

化したものとして注目されています。法人化により、要件を満たす作業所において、たとえばホームヘルプ事業やデイサービス事業を実施することができ、事業の拡大の可能性が広がってきました。また運営費補助額1,100万円は、これより低額の自治体補助金に甘んじてきた多くの小規模作業所にとっては前進です。しかし1,100万円という額は小規模作業所の通常の年間運営費にはまったく及びません。さらにすでにこれを上回る補助金が交付されている自治体においては、この間の財政危機によって、補助額を据え置くばかりか削減したところさえあるなかで（愛知県、名古屋市、福岡市など）、この機に恒久的に補助金額を削減しようという動きも始まっています。

小規模作業所はいまも増えつづけています。また地域において障害者と家族の生活を多面的に支える機能を模索するなど、その役割はますます大きくなっています。新制度のもとでも、制度や施設の谷間の障害者を受けとめ、保護者、職員が丸となり運営している無認可作業所の意義を発展的にとらえた実践や研究が求められています。

Ⅱ 乳幼児・学齢期の発達保障をめぐる情勢

1) 乳幼児期からの発達を保障する地域づくり

障害乳幼児のための発達保障システムづくりの課題は大きな岐路に立っているといえます。障害者プランの具体化としての障害児通園事業の増設（目標1,300カ所）や地域療育等支援事業（人口30万人に2カ所）は、数値目標に及ばないものの障害者プラン開始前からすれば前進がみられます。しかし、このような施設の量的な拡大や機能拡充はあっても、通園事業の療育は、通園日数や療育時間の少なさ、職員配置や施設環境の不十分さなどから、障害乳幼児の生活を受けとめつつ発達保障に寄与するという水準には遠いものになっています。また、地域での療育を支援すべき地域療育等支援事業も、指導にあたる専門職の配置すら保障されないもとで、現在の貧困な条件を固定化する可能性をはらんでいるといえましょう。

昨年実施した全障研の障害乳幼児施策全国実態

調査によれば、人口1万人以下の自治体における通園事業の設置はきわめて不十分であり、地域療育等支援事業の実施にも地域差があることが明らかにになりました（『障害者問題研究』第29巻3号参照）。これらの事業を企画し市町村を指導すべき都道府県や政令市の姿勢にも差がみられます。また公設の通園施設や通園事業が住民・利用者のねがいを無視して閉園されるという事態が、京都市や福山市で起こっています。社会福祉基礎構造改革のもと、障害乳幼児の分野でも公的責任の後退の動向が顕著です。

地域保健法の施行以来、その実施主体が市町村に移譲された乳幼児健診は、中核市や地方中都市など比較的人口規模の大きい都市において、集団健診が医師会委託などの個別健診に切り替えられるという改悪がすすんでいます。

このような状況にあっても、地域療育の拠点となる新しい療育センターが住民要求にそいながら建設されようとしている広島市などの自治体もあります。障害児通園事業のネットワークである全国発達支援通園事業連絡協議会の活動にみられるように、貧困な条件のもとで実践する人々の連帯は強められつつあります。地域療育等支援事業による保育所への巡回相談や外来発達相談の実施によって、地域の施設間の連携や生活への援助が具体的にすすめられている地域もあります。乳幼児健診やそのフォロー事業を、住民要求を掘り起こした保健婦などのねばり強い取り組みで、よりよいものに発展させている自治体もあります。

いま、障害者プランなどによる施設建設や機能の一定の量的な拡大を、質的な変化へと結びつけていく取り組みが求められています。たとえば、自治体や圏域ごとの貧困な実態を明らかにし、自治体の障害者計画の最終年を控えて、その完全実施と新計画の策定を要求する運動が急がなければなりません。障害児通園事業にしても、国の基準どおりの設置や事業展開ではきわめて不十分なものにとどまることが予想されます。都道府県や市町村の責任において、十分な条件整備がなされるよう地方自治体の役割を明確にした政策化が求められるといえましょう。

2) 障害児教育のこれから

いま、わが国の教育をめぐる情勢として二つのことを指摘することができます。その一つは、教育基本法の「見直し」、奉仕体験活動の義務づけ、「新しい歴史教科書をつくる会」の編纂した「中学校歴史教科書」の登場などに見られる歴史を逆流させようとする動きです。もう一つは、小学校からの習熟度別学級編成の導入や公立学校での通学区域の自由化など、一見弾力的な対応のようにみえて、じつは競争主義をあおり教育に不平等を持ち込もうとする動向です。今日、「規制緩和」論は教育の分野にも及び、「特色ある学校づくり」の競争に駆り立てられようとしています。

第二次世界大戦後、日本国憲法、教育基本法のもと、私たちはすべての障害児に学習と発達の権利を保障すべきであるとして養護学校義務制実施、後期中等教育の保障のために力を尽くしてきました。それは人権としての教育がすべての者に無差別・平等に保障されなければならないとの考え方にもとづくものでした。近年のような教育政策の動向を許すならば、これまで積み上げてきた障害児の教育権保障のための諸施策も切り崩されてしまいかねません。

今年は、改訂学習指導要領の本格的な実施にむけた移行措置の2年目を迎えました。学習指導要領がいう「ゆとり」と「教育内容の3割削減」によって子どもたちの学力が「危機」に瀕するのではないかという声が大きくなり、新学習指導要領の実施反対の声さえあがっています。障害児教育における今回の改訂は、通常教育の学習指導要領同様、学校完全5日制を前提として「総合的な学習の時間」を新しく設定するとともに、重度・重複障害児の指導と自立活動において「個別の指導計画」の作成を義務づけています。改訂によって、障害児教育の民主的な蓄積をつき崩すことにならないようにしなければなりません。

そのためには、いま、障害児教育に求められるものが何であるかを関係者が知恵を出しながら共同で明らかにする必要があります。たとえば、障害児教育をよりよいものにするためには子どもを科学的に理解する必要がありますが、私たちは障害、発達、生活の観点で一人ひとりの子どもを深くとらえ、学期や年度ごとの授業計画を立ててき

た実績があります。その上に立って、「個別の指導計画」の作成にあたっては、子どもの発達について教師集団のなかで共通の理解を得るための資料や保護者のねがいを受けとめる機会とする必要があります。これが仮に校長の権限の強化と結びつくことがあるなら、一方的な教師評価の対象となり子どもの学習を充実するものにならないことに十分注意を向けなければなりません。また私たちは、子どもの興味・関心を大切にしながら教材を精選し、科学的な認識の力をつけることを大事にして教育実践を創造することに力を注いできました。「総合的な学習の時間」の実践においても、子どものための教育課程づくりと連動させないなら、公害を教えない「環境教育」、ボランティア体験だけの「福祉教育」などになってしまいかねません。さらに学校完全5日制の実施に向けて、子どもと家族に新たに負担とならないよう、地域での障害児の生活の場を用意する取り組みを強めることが必要でしょう。このように、障害児教育の中で出されるさまざまな新しい政策に対して批判的に検討しつつ、子どもの発達を保障する教育実践を創造していきましょう。

新学習指導要領の移行問題とともに注目する必要があるのは、今年1月に最終報告された「21世紀における特殊教育の在り方について」の示す内容です。この「報告」は、就学基準と就学指導体制の見直し、医療、教育・福祉・労働等の連携による生涯にわたる相談・支援体制の確立、通常学級にいる特別な支援を必要とする子どもへの教育など、項目を見る限り、懸案の事項を提言しています。ここにもられた内容は、これからの障害児教育の方向に少なからず影響をもつもので、すでに関連する法令の改正・整備にも着手されつつあり、内容の十分な吟味が必要です。

全障研では調査研究協力者会議の発足以来、その協議内容に注目し、『みんなのねがい』において関連する特集を組んだり発達保障研究集会でその問題点を討論してきました。それらの中で指摘されたのは、「最終報告」が「特別な教育的ニーズ」などのことばを盛り込んで「新しい教育」の装いをしているものの、大枠での方向は、政府の公的責任を放棄する教育政策の下にあり、養護

学校の増設や教職員定数の改善などにはまったくふれないなど、「教育条件整備はすでに終わった」という態度に終始しているということです。提言を実行に移す財源についても都道府県での対応に委任したままであり、教職員の増員は非常勤講師をもって代える方向を打ち出しています。

宮崎支部の学習会で「報告」の内容に照らして県内の障害児教育の現状を出しあったところ、「IT教育というが、聾学校にはテレビやビデオさえ中学部・高等部にまったくない。盲学校のパソコン台数が少ない」「教員配置のないうまま、幼稚部未設置の盲学校で就学前相談や巡回相談が実施されている」といった実情がたくさん出されました。報告の根底にある問題点を放置するならば、いまでさえ子どもの学ぶ条件に地域間の格差があるという事実をいっそう拡大することになるでしょう。就学前から卒業までを見通した諸機関の連携についても、職員配置など具体的な策のないまま多くを学校教職員がになわざるを得ないという事態を招きかねません。

私たちの課題は、こうした「報告」の基本的な性格を批判しながら、他方で就学における保護者の意見表明や各種機関との連携など「報告」さえも提言せざるを得なかった障害児教育の課題について、これを実現する方向での条件の改善と結んで積極的に取り組みを推進することにあります。そのためには、障害児の発達権を実質化することを原点にすえて、地域で共同した要求運動と政策立案活動と結びつけて討議していく必要があります。

ところで、この間、多方面で障害児の実質的な発達保障をめざす運動が、教職員、保護者、関係者たちの共同で活発に展開されてきました。鹿児島では義務制の時期以来初めて単独の養護学校が新設されるにあたって、関係者がどんな学校にしたいかおおいに話し合い、その要求を部分的に実現させました。神奈川や京都でも養護学校およびその高等部の新設が計画されています。義務制から二十年余を経て、高等部を中心とした養護学校の大規模化、施設・設備の不備・老朽化の進行、長時間通学、さらには要医療的ケア児に対応できる体制の整備の遅れ等が指摘されていましたが、

財政難を理由にした教育予算の削減の下でその改善はまったく不十分でした。しかし養護学校の適正配置と新設を求めるねばり強い運動が行政を動かしてきたのです。また30人学級の実現を求める運動と連動し、1人でも希望者がいたら障害児学級をつくる学級設置運動が各地で展開され、学級開設のさいの人数制限を撤廃する地域が広がっています。こうした地道な運動によって、障害児教育を受ける子どもの割合は増加しています。

また2002年度からの学校完全週5日制の実施を目前にして、各地では放課後ケアの充実のための運動が活発に展開されています。これは一つには、学童保育にみられるように保護者等に勤労の権利を保障する意義をもつものです。同時にこの間の取り組みで主張されてきたのは、障害をもつがゆえに放課後の生活がきわめて貧しくならざるを得ないということと、そのケアのほとんどが家族によっており、とりわけ母親は健康を損なうほどの負担となっているということです。地域でのゆたかな生活を障害児に保障しようとする運動にはこうした多面的なねがいが束ねられているのです。全障研の2000年度の研究プロジェクトの一つとして障害児学童保育全国実態調査が取り組まれ、25都道府県121団体、2,934人が利用していることがわかりました。これは一般の学童保育に入所している障害児2,600人余を上回るものです（『障害者問題研究』第29巻1号参照）。今後これらの放課後ケアの活動に公的な支援を導き出すことが課題となっています。

Ⅲ 研究運動の課題

1) ノーマライゼーション社会の実現に向けて

「障害者と健常者がともに生きる社会」、すなわちノーマライゼーション社会の実現が21世紀の課題として引き継がれました。障害者とは「通常的人間的ニーズをみたすのに特別の困難をもつ普通の市民」なのだという考え方が20年以上前に示され（国連「国際障害者年行動計画」）、今日、特別なケアを権利として保障する取り組みが世界中に広がっています。国連が提起した行動計画の中に、障害者の権利保障に向け各国内で法制を整備

することが強調されていますが、この間、欧米やアジアの国々において、障害者法の制定があいつぎました。日本においても1993年に障害者基本法が制定されましたが、残念ながらこの法律は、障害者の基本的な権利やこれを保障するための政府の義務の規定に不十分さを残していました。

しかしわが国では、21世紀を前にして、たとえばさまざまな分野の資格や免許取得の手続きから障害者を排除している現行法の「障害者欠格条項」の見直しが始まりました。こうした動向にみられるように、社会のすみずみにおいて、障害者の権利侵害の事実を明らかにし、これを改めるための法整備、条件整備の取り組みを強める必要があります。私たちが積み上げてきた「まちづくり」の運動が部分的ではあるにしろ交通バリアフリー法として実現したように、社会参加の拡大をめざした点検と制度づくりの活動をすすめてみましょう。さらに、こうした動向を徹底させるために、障害者の社会的施策の充実とあわせて、21世紀を障害者の人権侵害や差別のない時代にするために、総合的な権利法の制定が必要です。今大会のテーマ「21世紀を人間的復権と発達保障の世紀に」にこめた私たちのねがいを実現するためにも、こうした基本となる法整備が求められています。

2) どこに住んでいても、人生のどの時期にあっても人間らしい生活を

——障害と発達と生活に視点をあてて

○乳幼児期から成人までのそれぞれの時期の充実

それぞれの時期の障害者問題をとおしてみると、障害者権利宣言のいう「同年齢の市民と同等の権利」という視点の重要性をふたたび確認する必要があると思われます。乳幼児、学齢期、青年期、成人期それぞれにおいて、通常の生活を送るにあたって必要な援助を具体的に明らかにすることの重要性ともいってよいでしょう。ここでは乳幼児と高齢者の二つの問題についてふれます。

障害の早期発見とそれに対応した早期からの保育・療育の重要性が指摘されてから久しいにもかかわらず、義務教育に比しても条件整備が不十分であり、その制度的基盤が脆弱です。そのために施設の整備においても、療育の内容においても地域格差も大きくなっているのが現状です。鹿児島



県では1980年代の半ばから始まった療育の場を求める運動によって、調査による裏付け、行政への働きかけなどの活動をとおして県下全体を対象とする早期療育システム研究に着手され、90年代に入って県単独の小規模通園事業への補助制度をつくり出しました。離島や小規模自治体が多い鹿児島県においてこの事業は県の保健福祉圏域ごとに位置づけられ、10年間で4カ所から19カ所へと増設されました。鹿児島の取り組みは、当初、北海道の療育圏整備の取り組みから学んだといえます。地域間の格差が広がり、低い水準での横並びが押しつけられる傾向にある現状だからこそ、全障研運動の中で「あの街」「この街」の情報を交流すること、要求を実現するための研究と運動をしっかりと結びつけていくことが大切です。同時に、療育の内容の面では5月に行われた障害乳幼児問題研究会での京都から報告で、週1回を最大として月1～2回程度の通園が一般的になっている総合通園事業や母子通園に限られている事業など、制限の多い実態が浮き彫りになっています。こうした貧困さを改善することも大きな課題です。

国際高齢者年（1999年）などの取り組みもあり、高齢障害者の問題も注目されています。厚生省の身体障害者実態調査でも65歳以上の人々が53%を占めています。本来、人が高齢になることは長寿として喜ぶべきことですが、高齢障害者の場合、そうっていない現実があります。法制的整備の不備の問題、また、障害者が高齢になった場合と高齢者が障害をもつにいたった場合などをどのように考えるのかなどをていねいに検討した施策の創出が望まれます。高齢障害者の生活と健康の保障が位置づいた「長寿社会の実現」は、21世紀の課題です。

かつて社会は、障害者が結婚し、家族を構成する、あるいは老いを迎えるということに無関心でした。この20年の間に一人ひとりの障害者があたりまえの暮らしを願い、運動し、いまやっと具体的な生活への支援に目が向けられつつあります。しかしたとえば障害者が出産し、子育てをすることに対する特別な援助がないことに象徴されるように、その制度・施策化にはいたっていません。大会のサブテーマである「この街で育ち、学び、暮らす」ことを実現させるためには、障害児・者と家族の生活に細やかな目を向ける必要があるのです。

○ライフステージの移行

鹿児島の取り組みで注目されるのは、「県のどこに生まれても早期からの療育が受けられるように」というねがいで始まった運動が学齢期、卒業後の生活の場をも見通した運動に発展していることです。たとえば開聞町では2000年2月から開聞町療育センターが整備され、小規模通園事業が発しました。1市4町の広域行政によって療育事業が始まったことは当地の障害乳幼児の発達保障にとって重要なことですが、そればかりではなく、地域の障害児者のライフステージを見通した施策の検討へと運動が発展していることにも大きな意味があります。

全障研は、乳幼児期、学齢期などそれぞれのライフステージにおいて、教育や医療、福祉などをそのステージにふさわしく保障するという総合性ととともに、各人の人生において系統性・一貫性をもって権利が保障されるシステムを構築すべきであると強調してきました。特に、障害の発見から療育へのつながり、乳幼児期から学齢期への移行、学校から社会への移行は、行政や担当の職種が代わる節目であり、この「節目をどうつなぐか」は今後の大きな課題です。この点での課題は「移行期」の仕事の独自性に注目して、そこにある専門性を明らかにし、さらにはその専門性をもった仕事として確立していくことではないでしょうか。たとえば養護学校卒業後の進路とアフターケアについては、これまでほとんど学校教職員の努力に依拠してすすめられてきました。しかしこうした仕事も、担任として行うのか校内に進路担当教員

の加配があるのかではまったくちがってきますし、さらにはジョブコーチや就職後のケアのための職員がいることで就職後の定着や暮らしのゆたかさにちがいが見られます。

○障害と社会（環境）

障害者の生活における困難を把握し、そこへの援助のあり方を検討するにあたって、障害をどうとらえるかが重要な課題であることはこれまでも繰り返し指摘されてきました。

世界保健機関（WHO）は5月、数年間かけて検討してきた国際障害分類の第2版を発表しました。改訂では、障害を3つの次元で把握しようとする80年版の障害分類を基礎において、障害と社会（環境）の関係、障害をマイナスの側面からではなくプラスあるいは中立的な観点から表現するという点での討論が行われました。その結果、第2版には「生活機能と障害の国際分類」（International Classification of Functioning, Disability and Health）というタイトルがつけられ、能力障害に代わることばとして「活動（活動の制限）」が、社会的不利に代わることばとして「参加（参加の制約）」が用いられる、さらには障害の発生やその後の経過に影響する因子として「環境」が位置づけられるなどの点で進展がありました。

今回の国際障害分類改訂の経過は、国際障害者年以降、さらに高まった障害者の社会参加を求める運動、障害者を活動の主体としてとらえる考え方の発展を反映したものと見ることができます。また、障害を個人の内部に帰属するものとしてのみとらえるのではなく、社会あるいは環境との関係でとらえるという考え方は、個人の障害から生じる生活上の困難に対する社会の責任を明示するという点で基本的な積極性を有するものです。私たちは、こうした国際的動向を学ぶときに2つの点に留意する必要があると思われます。一つは、これらが現実の障害児・者の生活をゆたかにする取り組みとどう結びつくのかということです。たとえば障害者基本法の見直しなどにあたって、障害概念研究の到達点に学びながらこれまでの制限的な障害者の定義を改めさせる、福祉機器の開発や利用にあたって、「活動の制限」や「参加の



制約」というとらえ方が役に立つことでしょう。もうひとつは、今日の高度な科学をもってしても疾病や障害の発生、治療はなお未解明であることを考えるならば、障害そのものにたいする研究をいっそうすすめなければならないということです。このことは、また、二次障害などと社会参加の相互の関係、予後を視野に入れた疾病や障害の治療のあり方などの解明につながっていくことでしょう。

障害者の社会参加の可能性を広げるという点では、近年のIT（情報技術）の急速な発展に注目する必要があります。ITは産業界だけでなく、一人ひとりの暮らしや文化にも及んでいます。障害者にとってITは「無が有になる希望の道具」です。社会参加や自己表現、自己実現の道具として大きな期待が寄せられています。しかし、その活用にはさまざまなバリアがあります。また、ハード面だけでなく、ITを活用して障害者の暮らしをどうゆたかなものにしていくのかという教育や労働、文化活動などのヒューマンウェアの充実が不可欠です。全障研は、「情報アクセス、コミュニケーションは人権」として、95年の第26回新潟

大会から分科会を設置し、一人ひとりの体験やねがい、事例をもとに討論を重ねてきました。実践的にも日本障害者協議会が推進するパソコンボランティアや政策提言に協力し、IT活用のための総合的な人的支援体制づくりを検討しています。昨年末IT基本法が成立しました。国会では「情報格差」の問題がクローズアップされました。障害者を含めたすべての人のためのIT活用のため、その負の部分もおさえながら、たとえばIT講習会での問題点や要望、ITから大きく疎外される障害者の実態やねがいなどを明らかにしていきましょう。

○政策提言につながる研究運動

はじめにふれたように、小泉内閣のすすめる教育や社会保障の切り捨て政策は、障害児者の発達保障の道を阻む大きな壁だといえます。私たちは矢継ぎ早に出される「改革」の本質を見抜き、障害児者と家族の生活と権利を守る取り組みを具体的にすすめていかなければなりません。

現在掲げられている「改革」の特徴の第一は、規制緩和と表裏一体となった公的責任の放棄です。社会福祉法の改正に伴う福祉への民間企業の参入

の問題等については昨年の基調報告でもくわしく述べられましたが、この点では、今後、国や自治体の責任をどのようなかたちで引き出すかが大きな課題となってきます。障害者プランの最終年を来年に控えて、政府自らが計画したことを確実に実行させるためにも、プランの到達点、さらには市町村障害者計画の点検などの活動は欠かせません。

第二に、財源なき「地方分権」の推進です。教育、保健、福祉などの行政の権限の多くが市町村に委譲されました。しかし「戦後最悪の財政危機」といわれるほど地方の財政は逼迫しており、諸事業をすすめるための財源を確保する道は閉ざされ、さらに削減されようとしています。このままであれば、障害者施策の切り捨てと自治体間格差の拡大がさらに進行するでしょう。私たちは、国と地方自治体、住民の責任と役割をもう一度見直し、住民本位の地方自治を発展させなければなりません。地方に委ねられた権限を最大限生かし、障害者・家族の要求実現に生かすこと、地域間の格差をなくすために権利保障水準を切り下げない最低基準を設け国の責任を明確にするといった視点をもって、地域ごとの政策を提言できるよう、要求運動と連携した取り組みが求められています。

こうした中で、いまある制度の枠内での運動にとどまらず、私たちの実践と研究にもとづいて障害者・家族にとって必要な事業をつくり出すことも課題となっています。障害児学童保育や入所施設の小舎制・小規模化などはその例だといえましょう。生活をゆたかにするためのさまざまなサービス、地域の生活を総合的に支える障害者センターなど、さまざまな実践に積極的に取り組み、それらをおおいに交流することが大切になっています。

3) 共同の研究運動を

最後に、これらの研究運動を広くすすめていく上での課題についてふれます。

一つは、研究運動の担い手の問題です。この点ではこれまで以上に障害者本人や家族の参加をよびかけ、同時に参加しやすい研究運動をつくり出していくことです。青年期教育全国研究集会や全国大会でも、障害者が自らの体験を報告するレポートが増えています。また保護者が保育や教育の分

科会に参加することによって、実践をより深く検討することができたという報告がたくさん寄せられています。こうした活動を蓄積することによって新たな研究運動の可能性が開けることでしょう。また全障研は結成30周年事業以来、「学生発達保障セミナー」を開催してきましたが、若い世代の学習要求にこたえる取り組みをとおして研究運動の担い手を広げ、全障研運動を発展させましょう。

二つめは、集団的な研究運動を発展させる課題です。1998年に提起された「研究プロジェクト」は3年を経過し、全国で11の研究が取り組まれました。研究プロジェクトは全障研の会員・サークルの自発的な研究がいつそう活性化することを願ってはじめられました。これまでの取り組みを振り返ると、ひとつのテーマについて会員が共同で取り組む研究の重要性が浮かび上がってきます。学校や施設、地域において、職場や職種をこえて共同の場を大事にした研究運動を今後も発展させていきたいものです。

三つめは、地域を基盤に研究運動を展開する課題です。地方分権による自治体への権限委譲の中で、地域（市町村）が福祉・教育の拡充にとってますます重要となっている現在、地域を基盤にした活動がいつそう重視されるでしょう。地域の実態を調査し、それにもとづき、政策を提起し具体化させていく草の根からの研究運動にこそ、全障研の真価が発揮されます。今次大会を準備する過程で、全障研鹿児島支部は、県内12カ所で「21世紀が障害児者にとって住みやすい世代になるよう福祉や教育を充実させる」ことを願って「わくわくりレー集会」を積み重ね、地域の障害者問題を掘り起こしてきましたが、そうした「掘り起こし」運動を各地で展開し政策提言に結びつける必要があります。

九州・鹿児島大会へ参加のみなさん、21世紀の全障研の研究運動をともにすすめましょう。全障研の機関誌『みんなのねがい』は400号を、理論誌『障害者問題研究』は100号をこえました。どうぞ、この機会に『みんなのねがい』をお読みくださり、全障研の会員となって、「21世紀を人間の復権と発達保障の世紀に」させるために、ともにすすみましょう。